

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和7年2月26日（令和7年（行情）諮問第300号）

答申日：令和7年11月12日（令和7年度（行情）答申第560号）

事件名：廃棄物処理に関して特定の判断をしている場合のその理由が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年11月11日付け環循適発第2411118号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね別紙2のとおりである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- （1）審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し令和6年9月11日付けで本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は令和6年9月12日付けでこれを受理した。
- （2）本件開示請求に対し、処分庁は、令和6年11月11日付けで審査請求人に対し、行政文書の開示をしない旨の決定（原処分）を行った。
- （3）これに対し審査請求人は令和6年11月27日付けで処分庁に対して原処分について「審査請求に係る処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。」という趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和6年11月28日付けで受理した。
- （4）本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求に対する処分庁の考え方は以下のとおりである。

本件開示請求文書は、本件対象文書である。

ごみ処理基本計画策定指針において「一般廃棄物処理計画と地域計画の整合性に配慮する必要がある」としている。よって環境省が一般廃棄物処理計画と循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）との整合性が確保されていないことを前提にする必要はなく、また実際に、本開示請求を受け、執務室内の文書保管場所、執務室外の書庫、文書管理システムに保存されている電子ファイル及び共有フォルダの確認を行ったが、該当する資料の存在を確認することができなかったため、該当する行政文書は存在しないと判断し、法9条2項に基づき不開示決定をしたものである。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨。

(2) 審査請求の理由

(略)

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分 of 取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は環境省が市町村に対して財政的援助を与える場合は、ごみ処理基本計画策定指針に則して一般廃棄物処理計画を策定していなければならない、ごみ処理基本計画策定指針に即して一般廃棄物処理計画を策定していない特定県の特定村Aと特定村Bに対して財政的援助を与えていることから、審査請求人が開示を求めている行政文書を作成・取得しているはずと主張している。

しかし、循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）の要件は地域計画であり、交付要綱第2定義1. 循環型社会形成推進交付金に記載のとおり、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つように努め、同法第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てる」ことが定められている。そのため、循環交付金の交付要件となる地域計画の審査をしているが、各市町村の一般廃棄物処理計画は交付要件ではなく、さらに、環境省が各市町村の一般廃棄物処理計画をごみ処理基本計画策定指針に沿った適正な計画か否かについて判断している事実はない。（ただし、交付要綱において一般廃棄物処理計画に施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置付けられている場合は、地域計画に代えることができるとしてい

る。)

また、ごみ処理基本計画策定指針において「一般廃棄物処理計画と地域計画の整合性に配慮する必要がある」としており、環境省が一般廃棄物処理計画と地域計画との整合性が確保されていないことを前提にする必要はない。

以上のことから、審査請求人の主張は当たらない。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月7日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年11月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を作成・取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件開示請求は、開示請求文言及び審査請求書の記載からみて、特定県の特定村Aと特定村Bの一般廃棄物処理計画が、ごみ処理基本計画策定指針に即して策定されておらず、また、環境省が承認した地域計画との整合性が確保されていないとの前提で、環境省において、当該市町村の地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性が確保されていないことが判明した場合は、整合性を確保する必要がある旨主張していると解される。

- (2) これに対し、諮問庁は、次のとおり主張する。

ア 環境省において循環交付金の交付要件となる地域計画の審査をしているが、各市町村の一般廃棄物処理計画は交付要件ではない。

イ 環境省が各市町村の一般廃棄物処理計画をごみ処理基本計画策定指針に沿った適正な計画か否かについて判断している事実はない。

ウ ごみ処理基本計画策定指針において「一般廃棄物処理計画と地域計

画の整合性に配慮する必要がある」としており、環境省が一般廃棄物処理計画と地域計画との整合性が確保されていないことを前提にする必要はない。

- (3) そこで検討するに、審査請求人は、特定県の特定村Aと特定村Bの一般廃棄物処理計画が、ごみ処理基本計画策定指針に即して策定されておらず、また、環境省が承認した地域計画との整合性が確保されていないことを前提としていると解されるが、この前提を認めるに足りる事情は見当たらないから、審査請求人の主張はそもそも前提を欠くといわざるを得ない。

諮問庁の上記(2)の説明についてみるに、当審査会において交付要綱等を確認したところ、交付要綱等においては、一般廃棄物処理計画の策定を交付の要件としているとは認められず、諮問庁が、環境省において循環交付金の交付要件となる地域計画の審査をしているが、各市町村の一般廃棄物処理計画の策定は交付要件ではない旨説明すること(上記(2)ア)について、不自然、不合理な点は認められない。

また、環境省は、ごみ処理基本計画策定指針を定めているものの、市町村が定める個別の一般廃棄物処理基本計画が同指針に即して策定されているか否かについては、環境省においてこれを判断すべき根拠となる法律上の規定等は見当たらず、環境省がそのような判断をしているとは認められないから、上記(2)イの諮問庁の説明を否定することはできない。

そうすると、上記のような前提において作成された行政文書は存在せず、これを保有していないとの諮問庁の説明を否定することはできない。

- (4) したがって、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙 1

本件対象文書

環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において、環境省は「市町村が循環型社会形成推進地域計画を策定する場合には、一般廃棄物処理計画との整合性に配慮する必要がある。」としているので、環境省が市町村が作成した循環型社会形成推進地域計画を承認した後で、同計画と一般廃棄物処理計画との整合性が確保されていないことが判明した場合は、都道府県が市町村に対して環境省の要請に従って同指針に対する周知の徹底と適切な指導等を怠っていたことになるが、その場合であっても、市町村は一般廃棄物処理計画と循環型社会形成推進地域計画との整合性を確保する必要はないと判断している場合は、その合理的な理由が分かる行政文書（都道府県に対する電話の記録及び電子メールの記録等を含む。）

別紙 2

審査請求書

1 ないし 4 (略)

5 そして、環境省が廃棄物処理法 4 条 3 項の規定に従って市町村に対して財政的援助を与える場合は、その前に、その市町村が環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針に即して一般廃棄物処理計画を策定していることを確認しなければならないことになる。

6 なぜなら、環境省は、廃棄物処理法 4 条 3 項の規定により、環境省の技術的援助に従って一般廃棄物処理計画を策定していない市町村に対して財政的援助を与えることはできないからである。(重要)

7 さらに言えば、環境省は、廃棄物処理法 4 条 3 項の規定に従って市町村に対して財政的援助を与える前に、同法の上位法である循環基本法に規定する循環基本計画に従って、一般廃棄物についての適正処理を推進するために、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について引き続き周知徹底を図る必要があるからである。(重要)

8 (略)

9 しかし、特定県の特定村 A と特定村 B が環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針に即して一般廃棄物処理計画を策定していないことは事実である。

10 また、特定県の特定市 C と特定村 A と特定村 B が作成して環境省が承認している循環型社会形成推進地域計画(以下「地域計画」という。)と 2 村が策定している一般廃棄物処理計画との整合性が確保されていないことも事実である。

11 そして、環境省が特定県の特定市 C と特定村 A と特定村 B が共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して財政的援助を与えていることも事実である。

12 (略)

13 いずれにしても、環境省は廃棄物処理法の上位法である循環基本法に規定する循環基本計画を無視して事務処理を行うことはできない。(重要)

14 ないし 17 (略)

意見書

審査請求人は、種々主張するが、省略する。